

自然災害時における本校の対応について

I 災害発生時は、自分の命を守る行動をとること。

II 暴風警報・暴風雪警報・特別警報等における登下校ならびに授業の実施について

1. 自宅を出る時点で「四日市市」「自宅のある市町」または「自宅から学校への登校途上の市町」(以下「四日市市その他」)のいずれかに、暴風警報・暴風雪警報・大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報(以下「各種警報」という)が発表されている場合、生徒は自宅待機とする。
2. 「四日市市」において午前11時までに各種警報が解除された場合
 - (1) 解除2時間後からSHR・授業を開始する。
 - (2) 利用する交通機関の回復を待ち登校すること。
 - (3) 登校に危険が予想される場合は危険がないと判断されるまで登校を控えること。
 - (4) 道路、橋梁の決壊、洪水、浸水、がけ崩れ等により登校に危険が予想される場合、家族の人ともよく相談の上、危険がないと判断された場合に登校すること。
3. 「四日市市」において午前11時に、なお各種警報が解除されない場合、当日の授業は中止する。
4. 登校途中で「四日市市その他」に各種警報が発表された場合
 - (1) 利用交通機関の安全を確認し、速やかに帰宅すること。
 - (2) 危険を感じた場合は、最寄りの安全な施設に避難すること。
 - (3) 学校で待機することも可能であり、統制者の指示に従い行動すること。
5. 登校後に各種警報が発表された場合
 - (1) 原則として直ちに授業を中止し、速やかに帰宅すること。
 - (2) 安全に帰宅することが困難と判断できる生徒は、最も安全な場所に退避させ保護する。

※気象状況、災害状況、輸送機関の状況により各種警報発表前でも遠隔地の者は帰宅させることがある。
6. 高潮、波浪、大雨、洪水注意報または警報が発表された場合は、地域の状況や天候等の状況によって、その都度判断する。

III 地震注意情報・東海地震予知情報(警戒宣言)について

1. 東海地震注意情報・東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合
 - (1) 在校中の場合
授業・部活動を中止し、学校の指示に従い、安全に注意しながら速やかに帰宅する。
 - (2) 登下校中の場合
安全に注意しながら速やかに帰宅する。
 - (3) 在宅中の場合
学校は臨時休校とする。
- ※ 午前11時までに解除された場合は「II 暴風警報・暴風雪警報・特別警報等における登下校ならびに授業の実施 について」の場合に順ずる。